# 海外メディア等を活用した山口県の魅力発信業務 仕様書

#### 1 目的

山口県では、ニューヨークタイムズの記事掲載による海外からの注目度の高まりや、大阪・関西万博の開催を契機として、米欧をはじめとした英語圏からの外国人観光客の誘客強化に取り組んでいる。

本業務は、訪日外国人への影響力を持つ英語圏向けメディア等を県に招請し、県内視察ののち、本県に関する記事広告等を制作・公開することで、本県の認知度向上や来訪意欲を喚起することを目的に実施するものである。

### 2 事業名

海外メディア等を活用した山口県の魅力発信業務

### 3 契約期間

契約日から2025年3月31日まで

### 4 委託上限額

5,000,00円(消費税及び地方消費税含む)

### 5 業務内容

- ① メディア等を招請した視察ツアーの実施
  - ・ 米欧をはじめとした英語圏訪日外国人の利用頻度の高いメディア等を招請すること。
  - ・ 招請するメディア等及び人数は提案に含めることとし、山口県国際観光推進 協議会(以下「協議会」という)と協議した上で最終決定すること(ライタ 一等の被招請者は国内外を問わない)。
  - ・ 招請日程は2024年8月中を原則とし、記事制作に必要な泊数を提案する こと。
  - ・ 渡航費、国内交通費、宿泊費、食費、施設利用料等、招請事業にかかる経費 を支出すること。
  - 国内の交通については、宿泊先、取材先、交通事情を勘案し、円滑な移動が できるよう手配、調整、進行管理すること。
  - 視察先は、協議会と協議した上で決定すること。
  - ・ 記事広告等が公開できる媒体の概要(新聞・冊子・TV・Web等の形態、読者 数、ターゲット層等)を提案に含めること。

- ② 県内視察に基づく記事広告等の制作・公開
- ・ ①による視察ののち、山口県に関する記事広告等を2本以上制作し、メディア等で公開すること。
- ・ 記事広告等のテーマは、1本は「山口県内の主要観光地を周遊するモデルルート」、その他1本以上については、応募者がテーマを設定し、それぞれ掲載イメージを提案すること。
- ・ 記事広告等の言語は英語で作成し、別途日本語訳を送付すること。
- 記事広告等の公開時期は提案に含めることとするが、遅くとも2024年1 0月31日までに行うこと。

### ≪参考サイト≫

山口県観光サイト https://yamaguchi-tourism.jp/

YAMAGUCHI TRAVEL JAPAN https://www.visit-jy.com/en/

山口県観光周遊バスツアー https://www.yamaguchi-shuyu-bus.net/

③ その他

・ ①②以外で、目的達成に資する取組があれば、提案に含めること。

### 【注意事項】

- 今回制作する記事広告等は、提案者が公開を行う英語圏向けメディア媒体だけでなく、協議会、山口県観光連盟及び山口県(山口県等、以下同)が運営するホームページへの掲載を可能とすること。
- ①②③に係る経費は全て委託金額に含めること。
- 委託者から、記事広告等公開期間等の変更協議があった場合は、対応すること。
- 記事広告等の公開については、事業目的と照らし、不適切な媒体に公開され ないようにすること。
- ④ 実施体制、スケジュール等
- 事業を確実かつ効果的に実施できる適切な人員体制を確保すること。
- 事業担当者への指導・助言、マネジメントを行う業務統括者を配置し、委託 者へ届け出ること。また、スケジュール管理を適切に行うとともに、コンプ ライアンスや個人情報保護、守秘義務の遵守に関する管理を行うこと。
- 提案にあたっては下記の内容を踏まえて行うこと。

提案事項	提案を求める内容
実施体制	①②③の実施体制について記載すること
スケジュール	①②③について、スケジュールを提案すること
事業者の強み	①②③について提案事業者の強み(類似の事業実績・経験、事業
	遂行能力等を有するスタッフの有無など)を記載すること

### 6 業務の目標

アウトプット:県内周遊を促す記事広告等の制作 計2本以上

アウトカム:応募者が企画提案で設定すること

### 7 成果物の提出

事業終了後、2025年3月31日(月)までに委託者あて以下の成果物等を 提出すること。なお、制作物等の著作権及び肖像権は、納品をもって委託者に帰 属するものとする。

### 【実施報告書】

以下のとおり、業務に関して作成した全ての成果物を含めること。

- 5 業務内容(1)の実績にかかる書類、実施成果を漏れなく取りまとめた報告書(A4サイズ、2部)
- 5 業務内容(1)の記事広告等の紙面、画像、動画データ(記録媒体に格納の うえ提供)等

### 8 その他

#### 【著作権】

- 本業務に係る全ての成果品の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利を含む)は、委託者に帰属すること。また、成果品は以降、委託者が自由に各種媒体、印刷物に使用できること。なお、受託者は委託者または委託者が指定する第三者に対し、著作者人格権を行使しないものとする。ただし、成果品にこの契約の前から受託者が著作権を有するもの又は第三者が権利を有するパッケージプログラム(無償提供のもの、いわゆるフリーソフトを含む。)の著作権は、受託者又は当該第三者に留保されるものとする。
- 本契約期間終了後、委託者が成果物を使用するにあたり、著作権使用料等 が別途発生する場合には、その全てを委託金額内に含めること。
- 本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物(写真、地図等)を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受託者において行うものとする。

○ 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら委託者の責に帰する場合を除き、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。

## 【その他留意事項】

- 事業者は、本業務を実施するにあたり、協議会と十分な調整を行うこと。
- 本業務を円滑に遂行するため、協議会は受託事業者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- 本業務の運行形態や広告効果を勘案し、協議会と委託事業者との話し合いを もって、その内容を変更することができる。
- 原則として、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、予め書面により委託者の承認を受けた場合はこの限りではない。
- 業務実施にあたっては、山口県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。)及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定め がない事項については、必要に応じて協議会と受託事業者が協議の上、定め るものとする
- 上記に関わる、明示のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われる ものについては本業務に含まれるものとする。